

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	158:情報処理用機器	(株)日立製作所	361,647,504	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
2	平成29年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機器	(株)ゼンリン	15,303,168	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	平成29年度1万分1精度地図データほか2点 借入	158:情報処理用機器	(株)昭文社	2,592,000	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	舞洲アリーナ観覧席 修繕	11:家具	コクヨマーケティング(株)	92,016,000	平成29年5月10日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
5	はしご車分解整備(1)	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	21,816,000	平成29年6月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、長期借入契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、単年度毎の借入契約を選択している。

平成 29 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなればならぬとすれば、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

ICT 戦略室 ICT 統括担当（電話番号 06-6543-7131）

2

随意契約理由書

1 案件名称

平成29年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWNⅡ」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

3

随意契約理由書

1 案件名称

平成29年度1万分1精度地図データほか2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

4

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲アリーナ観覧席 修繕

2 契約の相手方

コクヨマーケティング株式会社

3 随意契約理由

舞洲アリーナ観覧席の背面座面本体の規格や、その規格に適合した各クッションや上張り、また背面座面を勘合する機構部のライジングバネなどは、製造業者独自の構造であり、それらの部品等の製作図を含む詳細情報を保持しているのは、製造業者であるコクヨ株式会社だけである。また、製造業者独自の意匠、機構、部品を独自の金型を用いた製造方法で製造していることから、これらの部品等の供給は製造業者のみができるものであり、さらにそれらの部品等の取付作業についても独自の作業要領があることから、舞洲アリーナ観覧席の修繕を行えるのは、契約相手方だけである。

また、通常の観覧席は平らな床の上に設置されるものであるが、舞洲アリーナ観覧席は、建物の構造上床に傾斜がついており、その床の傾斜に合わせて製造・設置されたものであり、舞洲アリーナ観覧席の脚や連結フレームの構造は、製造業者独自の構造となっている。そのため、現状の脚や連結フレームに他の製品を取り付けた場合には、強度の問題など不具合が発生する恐れがある。

以上のことから、動作の確実性や安全性を確保するためには、全体を製品とした責任の一元化を図る必要があることから、製造業者以外の修繕は考えられない。なお、製造業者に修繕させることにより、J I S規格を上回るコクヨ株式会社規格に準じた強度試験を行わせ、修繕した製品に関しては1年間の保証をされるものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

港湾局営業推進室開発調整課（電話番号 06-6615-7754）

5

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（1）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）